



令和5年度（令和4年度実施）  
高知県立高等学校教員採用候補者特別選考審査募集要項

令和4年10月20日  
高知県教育長

審査日 令和4年12月4日（日）  
受付期間 令和4年11月1日（火）から11月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
（郵送の場合は、11月15日までの消印があるものに限り、受け付けます。）

【申込み先・問合せ先】

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52（高知県庁西庁舎2階）  
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL088-821-4903  
教職員・福利課ホームページアドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>  
教職員・福利課採用担当メールアドレス [saiyo@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:saiyo@ken.pref.kochi.lg.jp)

1 審査の対象となる職種及び教科等

職種	教科	採用予定数
高等学校講師	外国語（英語）	2名程度

注1 日本国籍を有しないため、任用期限を付さない常勤の講師として任用します。

2 この選考により採用候補者名簿に登載された場合、別に高知県教育委員会が実施する特別免許状の授与のための教育職員検定に合格し、令和5年3月31日までに特別免許状の交付を受けることが必要です。教育職員検定に係る審査会（免許法第5条第4項関係）において合格が適当と認められなかった場合は、採用されません。

2 受審資格

次の(1)から(8)までのいずれにも該当する者であって、次の(9)又は(10)のいずれかに該当するものとします。

なお、選考に当たって、日本人の教員とティームティーチングを行うことにより英語以外の教科も担任できると認められる者には加点（20点）します。

- (1) 外国籍を有する者であって、母語が英語であるもの
- (2) 英語を公用語とする国の学校教育制度において位置づけられた大学（日本の4年制大学又はそれと同等の外国の教育機関をいう。）に相当する学校を卒業し、学士（相当する者を含む。）の学位を有する者
- (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校教諭の普通免許状を有しない者であって、同法第5条第3項に規定する次のいずれにも該当するもの  
ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者  
イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- (4) 昭和48年4月2日以降に生まれた者（令和5年4月1日現在で満50歳未満の者）
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者
- (6) 教育の在留資格を有している者又は令和5年3月20日までに同資格を取得できる者
- (7) 教員としての職務の遂行において、必要とされる日本語能力を有する者
- (8) 教員としての職務の遂行において、介護者を必要としない者
- (9) 英語を公用語とする国の学校教育制度に位置づけられた学校（日本の中学校又は高等学校に相当する教育機関をいう。）の教員となるための当該国（当該国の地方公共団体を含む。）の資格を有する者
- (10) 高知県内にある学校教育法第1条に規定する学校において、臨時的任用教員、非常勤講師又は外国語指導助手等として、英語に関する授業に携わった経験が、1学期間以上にわたり概ね600時間（授業時間を含む勤務時間）以上ある者

### 3 出願手続

#### (1) 出願書類

次の書類に、必要事項を記入して提出してください。

- ① 願書・履歴書・申告書  
氏名欄の国籍の( )内に国籍を記入してください。
- ② 実績証明資料  
申告書の記載事項に関する実績が確認できる書類(「2 受審資格」の(2)及び(6)、該当者については併せて(9))の写しを添付すること。
- ③ 受審票
- ④ 自己評価書
- ⑤ 返信用封筒

94円切手を貼った長形3号(120mm×235mm)の封筒、140円切手を貼った角形2号(240mm×332mm)の封筒をそれぞれ1通(「住所」及び「氏名」(氏名を記入した後に「様」を記入のこと)を明記したもの)同封してください。受審票送付と、審査結果通知に使用します。

#### (2) 出願の受付

##### ① 出願方法

持参又は郵送(宅配便は不可、簡易書留が望ましい。)としますが、郵送の場合は、封筒の表に「特別選考審査願書在中」と朱書してください。

【提出先】 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎2階)  
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当

##### ② 受付期間

令和4年11月1日(火)から11月15日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までとします(正午から午後1時までを除く。)  
なお、受付期間の末日は午後5時15分必着としますが、郵送の場合はそれ以降であっても、令和4年11月15日の消印のあるものに限り受け付けます。

#### (3) 募集要項

##### ① 配布場所

教職員・福利課、高知県庁本庁舎玄関ホール募集要項コーナー

##### ② ホームページへの掲載

教職員・福利課のホームページ(下記のURL)からダウンロードして利用できます。  
ただし、履歴書は、願書の裏面に印刷して利用してください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>

#### (4) 受審票の交付

受審票は、受付期間終了後、受審番号等を記入して11月28日(月)(予定)までに返送します。

11月30日(水)までに届かない場合は、教職員・福利課担当あてに至急ご連絡ください。

### 4 選考審査

面接審査及び提出書類により総合的に判断します。なお、面接審査は、次の(1)から(3)のとおり実施します。

#### (1) 日時

令和4年12月4日(日)の指定する時間

※ 当日の集合場所及び集合時刻は、受審票に記載して返送します。

#### (2) 会場

高知県立高知南中・高等学校(高知市棧橋通6-2-1)

Tel.090-4978-4903(教職員・福利課人事企画担当)

#### (3) 内容

面接審査(30分間程度。英語による口頭試問を含む。)を実施します。

## 5 審査の配点

口頭試問	面接審査	実績等による加点	合計
10点	30点	20点	60点

## 6 審査結果の発表等

- (1) 審査結果をもとに、令和5年度高知県立高等学校教員採用候補者名簿に登載します。  
同採用候補者名簿への登載の有無は、令和5年1月20日（金）午前9時に、教職員・福利課のホームページに被登載者の受審番号を掲載するとともに、文書で受審者全員に通知します。
- (2) 名簿登載後に実施される特別免許状授与のための教育職員検定審査会（教育職員免許法第5条第4項関係）において合格が適当と認められなかった場合は、採用できません。
- (3) 願書等の願書類において、虚偽の記載があった場合は、採用候補者名簿への登載を取り消し、採用しない場合があります。
- (4) 採用候補者名簿に登載された者は、別に指定する日までに、次の採用手続書類等を提出する必要があります。  
①任用意思確認書類 ②健康診断書 ③特別免許状の交付申請に係る書類

## 7 選考審査結果の情報提供

- (1) 対象者  
選考審査受審者は、郵送又は口頭により選考審査結果の情報提供を申し出ることができます。
- (2) 申出期間  
審査結果を受審者本人に通知する文書において指定する日から1週間
- (3) 申出方法
  - ① 郵送による請求  
受審票から切り離した「選考審査結果情報提供申出書」に必要事項を記入のうえ、「受審票」及び、あて先を明記した返信用封筒（定形封筒に404円切手（簡易書留相当分）を貼付したもの）とともに、教職員・福利課担当あてに請求して下さい。
  - ② 口頭による請求  
教職員・福利課の窓口で、「選考審査結果情報提供申出書」と「受審票」を提示のうえ、口頭による開示請求であることを申し出てください。ただし、電話による申し出には、お答えできません。  
上記（2）の申出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）受け付けます。

## 8 勤務条件等（給与）

給料は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)及び 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)等の規定に基づき、採用前の職歴に応じて決定されます。

また、教職調整額、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、給料の調整額、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

## 9 その他

- ① 問い合わせ  
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52  
高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 TEL 088-821-4903
- ② 悪天候により、審査日程等を変更する必要がある場合は、審査実施が予定されている日の前日の正午までに、教職員・福利課のホームページ（URLは3（3）参照）に掲載します。

## ※注 特別免許状制度

特別免許状制度は、社会人で優れた知識経験や技能を有する人を学校教育に迎え入れ、学校教育の多様化とその活性化を図る観点から設けられた制度で、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した人に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっています。

この教育職員検定の実施については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）において次のように規定されています。

### 教育職員免許法第5条第3項

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要であると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 1 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 2 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

高知県教育委員会では、教育職員免許法第5条第3項各号のいずれにも該当する人がこの特別選考によって採用候補者名簿登載者になった場合、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行うこととしています。

### 教育職員免許法第5条第4項

第6項に規定する授与権者は、第2項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

## 【審査会場案内図】

